

補助配水管工事及び給水工事仕様書新旧対照表

現行	改正後
第1章 総則 1-2 用語の定義 27 工事写真 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の一部改正について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。 1-24 3 標示板の設置 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年8月30日付 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）によるものとする。 1-33 用語の定義 4 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、「道路	第1章 総則 1-2 用語の定義 27 工事写真 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。 1-24 3 標示板の設置 また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日付 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）によるものとする。 1-33 用語の定義 4 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、「道路

工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

9 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」(令和4年1月改正 政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-42 現場代理人及び主任技術者等

- 1 現場代理人(建設業法第19条の2第1項、契約書第12条第2項)
 - (2) ア 請負代金額が 4,000 万円未満の工事であること。

工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

9 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-42 現場代理人及び主任技術者等

- 1 現場代理人(建設業法第19条の2第1項、契約書第12条第2項)
 - (2) ア 請負代金額が 4,500 万円未満の工事であること。

3 主任技術者(建設業法第26条)

- (2) 請負代金額が 4,000 万円未満の工事の場合、主任技術者は職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場と兼務することができる。

請負代金額が 4,000 万円以上の工事の場合、主任技術者は当該工事に専任しなければならない、他の工事現場との兼務をすることはできない。

- (3) 下請契約の請負代金額が 4,500 万円以上になる場合には、必ず資格を有した専任の「監理技術者」を配置しなければならない。ただし、「監理技術者補佐」を専任で配置する場合、「監理技術者」は他の工事現場を兼任することができる。また、主任技術者と現場代理人は、監督員の承諾を得て、これを兼ねることができる。

3 主任技術者(建設業法第26条)

- (2) 請負代金額が 4,500 万円未満の工事の場合、主任技術者は職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場と兼務することができる。

請負代金額が 4,500 万円以上の工事の場合、主任技術者は当該工事に専任しなければならない、他の工事現場との兼務をすることはできない。

- (3) 下請契約の請負代金額の合計が 5,000 万円以上になる場合には、必ず資格を有した専任の「監理技術者」を配置しなければならない。ただし、「監理技術者補佐」を専任で配置する場合、「監理技術者」は他の工事現場を兼任することができる。また、主任技術者と現場代理人は、監督員の承諾を得て、これを兼ねることができる。

4 技術者の配置

		現場代理人	給水装置工事 主任技術者	主任技術者
				
根 拠		建設業法 第19条の2 契約書 第12条	水道法 第25条の4	建設業法 第26条
請 負 代 金 額 <u>4,000</u> 万円未満	資 格	不要	・ 給水装置工事主任技 術者	・ 国家資格者1級・2級 ・ 実務経験者 (指定学科卒業後 大卒3年・高卒5年、 その他10年) ・ 給水装置工事主任技 術者の資格取得後、1 年以上の実務経験者
	常 駐	常駐 ^{注1}	不要	不要
	他の現場 との兼務	不可 ^{注1}	可	可
請 負 代 金 額 <u>4,000</u> 万円以上	資 格	不要	・ 給水装置工事主任技 術者	・ 国家資格者1級・2級 ・ 実務経験者 (指定学科卒業後 大卒3年・高卒5年、 その他10年) ・ 給水装置工事主任技 術者の資格取得後、1 年以上の実務経験者
	常 駐	常駐	不要	不要
	他の現場 との兼務	不可	可	不可

4 技術者の配置

		現場代理人	給水装置工事 主任技術者	主任技術者
				
根 拠		建設業法 第19条の2 契約書 第12条	水道法 第25条の4	建設業法 第26条
請 負 代 金 額 <u>4,500</u> 万円未満	資 格	不要	・ 給水装置工事主任技 術者	・ 国家資格者1級・2級 ・ 実務経験者 (指定学科卒業後 大卒3年・高卒5年、 その他10年) ・ 給水装置工事主任技 術者の資格取得後、1 年以上の実務経験者
	常 駐	常駐 ^{注1}	不要	不要
	他の現場 との兼務	不可 ^{注1}	可	可
請 負 代 金 額 <u>4,500</u> 万円以上	資 格	不要	・ 給水装置工事主任技 術者	・ 国家資格者1級・2級 ・ 実務経験者 (指定学科卒業後 大卒3年・高卒5年、 その他10年) ・ 給水装置工事主任技 術者の資格取得後、1 年以上の実務経験者
	常 駐	常駐	不要	不要
	他の現場 との兼務	不可	可	不可

第2章 施工

2-6 配管

4 水道配水用ポリエチレン管

(1) 配管

オ 水道配水用ポリエチレン管の配管で、鋳鉄製部材(仕切弁・消火栓)など重量物を設置する部分には、下部にU形用側構蓋1種360(460mm×65mm×600mm)を敷き、配管が不等沈下しないようにその重量を支持させること。

5 水道用ポリエチレン二層管1種

(3) 管の接合

水道用ポリエチレン二層管の接合は、原則として水道用ポリエチレン二層管1種用の金属継手を使用することとし、以下のことに注意すること。

第2章 施工

2-6 配管

4 水道配水用ポリエチレン管

(1) 配管

項目以下繰上げ

5 水道用ポリエチレン二層管1種

(3) 管の接合

水道用ポリエチレン二層管の接合は、原則として水道用ポリエチレン二層管1種用の金属継手(耐震性能強化型)を使用することとし、以下のことに注意すること。

2-8 弁栓きょう築造

5

ダクタイル鋳鉄管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表						単位：mm
項目		呼び径	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm
h1			284	321	376	430
h2	土被り	1.2 m	916	879	824	770
		0.9 m	616	579	524	470
		0.6 m	316	279	224	—
コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1	1	1
		V30	1	1	1	1
		V15	3	2	3	2
		V10	1	2	—	1
		H	950	900	850	800
		VB	1	1	1	1
	土被り 0.9 m	V30	—	—	—	—
		V15	3	2	3	2
		V10	1	2	—	1
		H	650	600	550	500
	土被り 0.6 m	VB	1	1	1	—
		V30	—	—	—	—
		V15	1	—	1	—
		V10	1	2	—	—
		H	350	300	250	—

水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表				単位：mm
項 目		呼び径	50 mm	75 mm
h1			269	285
h2	土被り	1.2 m	931	915
		0.9 m	631	615
		0.6 m	331	315
コンクリートブ ロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	3	3
		V10	1	1
		H	950	950
		VB	1	1
	土被り 0.9 m	V30	1	1
		V15	1	1
		V10	1	1
		H	650	650
	土被り 0.6 m	VB	1	1
		V30	—	—
		V15	1	1
		V10	1	1
		H	350	350

2-8 弁栓きょう築造

5

ダクタイル鋳鉄管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表						単位：mm
項目		呼び径	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm
h1			284	321	376	430
h2	土被り	1.2 m	916	879	824	770
		0.9 m	616	579	524	470
		0.6 m	316	279	224	—
H	土被り	1.2 m	950	900	850	800
		0.9 m	650	600	550	500
		0.6 m	350	300	250	—
コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1	1	1
		V30	1	1	1	1
		V15	3	2	3	2
		V10	1	2	—	1
	土被り 0.9 m	VB	1	1	1	1
		V30	—	—	—	—
		V15	3	2	3	2
		V10	1	2	—	1
	土被り 0.6 m	VB	1	1	1	—
		V30	—	—	—	—
		V15	1	—	1	—
		V10	1	2	—	—

水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表				単位：mm
項 目		呼び径	50 mm	75 mm
h1			269	285
h2	土被り	1.2 m	931	915
		0.9 m	631	615
		0.6 m	331	315
H	土被り	1.2 m	950	950
		0.9 m	650	650
		0.6 m	350	350
コンクリートブ ロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	3	3
		V10	1	1
	土被り 0.9 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	1	1
		V10	1	1
	土被り 0.6 m	VB	1	1
		V30	—	—
		V15	1	1
		V10	1	1

第3章 安全管理

3-2 交通保安対策

8 道路標識等

- (1) 受注者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて工事を施工する場合には、工事による一般の交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討のうえ、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

第4章 安全管理

4-3 工種別の撮影項目

2 工種別撮影項目

標示施設(標識、保安)	標識、保安、照明等の設置及び交通誘導警備員の状況	
-------------	--------------------------	--

第3章 安全管理

3-2 交通保安対策

8 道路標識等

- (1) 受注者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて工事を施工する場合には、工事による一般の交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討のうえ、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

第4章 安全管理

4-3 工種別の撮影項目

2 工種別撮影項目

標示施設(標識、保安)	標識、保安、照明等の設置及び交通誘導警備員の状況	
-------------	--------------------------	---

第5章 提出書類

着工必要書類一覧表 給水工事~~課~~契約(請負工事費100万円以下の場合)

チェック 番号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
2	現場代理人の兼任に係る誓約書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工1'	
3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
	配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
	POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
6	分岐穿孔検定合格証等	受注者	コピー	2部	－	不断水せん孔技能者名 簿登録者は、名簿 で確認
	実務経験証明書					
	講習会(小口径管)修了証書					
	不断水講習修了証					
	穿孔現場実習修了確認書					
7	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
8	工程表	受注者	正	2部	着工8	
9	下請負契約等の通知書	受注者	正	2部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
10	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	－	
11	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
12	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工16	
13	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
14	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
15	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	指定処分地変更の場合
16	産業廃棄物処理計画書	受注者	正	2部	着工20	
17	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	－	建設副産物の処分
18	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	－	建設副産物の処分

第5章 提出書類

着工必要書類一覧表 給水工事~~課~~事務所契約(請負工事費100万円以下の場合)

チェック 番号	名称	種類	部数	様式	備考
1	現場代理人等技術者通知書	正	2部	着工1	
2	現場代理人の兼任に係る誓約書	正 コピー	1部 1部	着工1'	
3	現場代理人経歴書	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
4	主任技術者経歴書	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
5	給水装置工事主任技術者免状	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
	配管技能者認定証又は配管技能者証	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
	POLITEC講習会受講証	コピー	2部	着工6	
6	分岐穿孔検定合格証等	コピー	2部	－	不断水せん孔技能者名 簿登録者は、名簿 で確認
	実務経験証明書				
	講習会(小口径管)修了証書				
	不断水講習修了証				
	穿孔現場実習修了確認書				
7	緊急連絡表	正	2部	着工7	
8	工程表	正	2部	着工8	
9	下請負契約等の通知書	正	2部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
10	施工体制台帳	コピー	2部	－	
11	施工計画書	正	2部	着工10	
12	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	正 コピー	1部 1部	着工16	
13	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	正	2部	着工17	
14	不提出理由書(建退共)	正	2部	着工18	
15	建設発生土処理計画書	正	2部	着工19	指定処分地変更の場合
16	産業廃棄物処理計画書	正	2部	着工20	
17	収集運搬業者との契約書、許可証	コピー	2部	－	建設副産物の処分
18	処理施設業者との契約書、許可証	コピー	2部	－	建設副産物の処分

着工必要書類一覧表 契約会計課契約(請負工事費100万円を超える場合)

チ エ ッ ク	番 号	名 称	作成者	種 類	部 数	様 式	備 考
	1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
	2	現場代理人の兼任に係る誓約書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工1'	
	3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
	4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
	5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
		配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
		配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
		POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
	6	分岐穿孔検定合格証等 実務経験証明書 講習会(小口径管)修了証書 不排水講習修了証 穿孔現場実習修了確認書	受注者	コピー	2部	－	不排水せん孔技能者名 簿登録者は、名簿 で確認
	7	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
	8	工程表	受注者	正	2部	着工8	
	9	下請負契約等の通知書	受注者	正	3部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
	10	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	－	
	11	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
	12	再生資源利用計画書	受注者	正	2部	着工11	
	13	再生資源利用促進計画書	受注者	正	2部	着工12	
	14	登録内容確認書(コリンズ)	受注者	コピー	2部	－	※1
	15	説明書(建り法12条)	受注者	正 コピー	1部 1部	着工14	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
	16	契約書面記載事項(建り法13条・省令4条)	受注者	正 コピー	2部 1部	着工15	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
	17	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工16	
	18	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
	19	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
	20	建設発主処理計画書	受注者	正	2部	着工19	指定処分地変更の場合
	21	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	－	建設副産物の処分
	22	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	－	建設副産物の処分

※1: コリンズ対象は、請負代金額500万円以上。

※2: 建設リサイクル法適用は、請負代金額500万円以上。

着工必要書類一覧表 契約会計課契約(請負工事費100万円を超える場合)

チ エ ッ ク	番 号	名 称	種 類	部 数	様 式	備 考
	1	現場代理人等技術者通知書	正	2部	着工1	
	2	現場代理人の兼任に係る誓約書	正 コピー	1部 1部	着工1'	
	3	現場代理人経歴書	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
	4	主任技術者経歴書	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
	5	給水装置工事主任技術者免状	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
		配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
		配管技能者認定証又は配管技能者証	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
		POLITEC講習会受講証	コピー	2部	着工6	
	6	分岐穿孔検定合格証等 実務経験証明書 講習会(小口径管)修了証書 不排水講習修了証 穿孔現場実習修了確認書	コピー	2部	－	不排水せん孔技能者名 簿登録者は、名簿 で確認
	7	緊急連絡表	正	2部	着工7	
	8	工程表	正	2部	着工8	
	9	下請負契約等の通知書	正	3部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
	10	施工体制台帳	コピー	2部	－	
	11	施工計画書	正	2部	着工10	
	12	再生資源利用計画書	正	2部	着工11	
	13	再生資源利用促進計画書	正	2部	着工12	
	14	登録内容確認書(コリンズ)	コピー	2部	－	※1
	15	説明書(建り法12条)	正 コピー	1部 1部	着工14	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
	16	契約書面記載事項(建り法13条・省令4条)	正 コピー	2部 1部	着工15	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
	17	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	正 コピー	1部 1部	着工16	
	18	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	正	2部	着工17	
	19	不提出理由書(建退共)	正	2部	着工18	
	20	建設発主処理計画書	正	2部	着工19	指定処分地変更の場合
	21	収集運搬業者との契約書、許可証	コピー	2部	－	建設副産物の処分
	22	処理施設業者との契約書、許可証	コピー	2部	－	建設副産物の処分

※1: コリンズ対象は、請負代金額500万円以上。

※2: 建設リサイクル法適用は、請負代金額500万円以上。

施工 1
令和 年 月 日

現場代理人等技術者通知書・変更届

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

受注者 所在地
商号又は名称
代表者名
現場代理人

☐現場代理人 ☐主任技術者
下記工事について、下記のとおり ☐給水工事主任技術者 ☐配管技能者 を決定・変更したので
☐分岐せん孔技能者
工事請負契約書に基づき別紙経歴書を添えて通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	第 号 契約年月日 令和 年 月 日
請負代金額	円 (税込)

現場代理人	氏名 住所 生年月日	確認書類：経歴書
主任技術者 現場代理人兼任 可能【建設業法】	氏名 住所 生年月日	確認書類：経歴書、資格者証
給水装置工事 主任技術者 【水道法】	氏名	確認書類：給水装置工事主任技術者免状
分岐せん孔 技能者	氏名 (⑥の場合は、せん孔機メーカーの名称) ①配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書 ②配管技能者認定証又は配管技能者証 ③技能者名簿で確認 ④POLITEC 講習会受講証 ⑤不排水せん孔技能者名簿又は確認書類 ⑥せん孔機メーカーへの下請負契約	確認書類：①～⑥のうち必要なものにレを記入すること。
配管技能者	氏名 ①配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書 ②配管技能者認定証又は配管技能者証 ③技能者名簿で確認 ④POLITEC 講習会受講証	確認書類：①～④のうち必要なものにレを記入すること。

- 注 1 主任技術者欄には、技術者配置予定調書に記載された者と同一人を記載すること。
2 現場代理人が他の工事と兼任する場合は、「現場代理人の兼任に係る誓約書」(別紙様式)を提出すること。
3 該当する技術者については、資格を証明する資格者証の写し等を提出すること。
4 □内には、該当する項目にレを記入すること。
5 変更届の提出に際しては、変更理由(様式不問)を添えて提出すること。
6 情報共有システムを用いない場合は、現場代理人欄に記名(署名又は押印含む)すること。
7 契約変更を行ったときは、技術者等に変更がない場合でも、必要項目に記入のうえ提出すること。

施工 1
令和 年 月 日

現場代理人等技術者通知書・変更届

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

受注者 所在地
商号又は名称
代表者名
現場代理人

☐現場代理人 ☐主任技術者
下記工事について、下記のとおり ☐給水工事主任技術者 ☐配管技能者 を決定・変更したので
☐分岐せん孔技能者
工事請負契約書に基づき別紙経歴書を添えて通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	第 号 契約年月日 令和 年 月 日
請負代金額	円 (税込)

現場代理人	氏名 生年月日	確認書類：経歴書
主任技術者 現場代理人兼任 可能【建設業法】	氏名 生年月日	確認書類：経歴書、資格者証
給水装置工事 主任技術者 【水道法】	氏名	確認書類：給水装置工事主任技術者免状
分岐せん孔 技能者	氏名 (⑥の場合は、せん孔機メーカーの名称) ①配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書 ②配管技能者認定証又は配管技能者証 ③技能者名簿で確認 ④POLITEC 講習会受講証 ⑤不排水せん孔技能者名簿又は確認書類 ⑥せん孔機メーカーへの下請負契約	確認書類：①～⑥のうち必要なものにレを記入すること。
配管技能者	氏名 ①配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書 ②配管技能者認定証又は配管技能者証 ③技能者名簿で確認 ④POLITEC 講習会受講証	確認書類：①～④のうち必要なものにレを記入すること。

- 注 1 主任技術者欄には、技術者配置予定調書に記載された者と同一人を記載すること。
2 現場代理人が他の工事と兼任する場合は、「現場代理人の兼任に係る誓約書」(別紙様式)を提出すること。
3 該当する技術者については、資格を証明する資格者証の写し等を提出すること。
4 □内には、該当する項目にレを記入すること。
5 変更届の提出に際しては、変更理由(様式不問)を添えて提出すること。
6 情報共有システムを用いない場合は、現場代理人欄に記名(署名又は押印含む)すること。
7 契約変更を行ったときは、技術者等に変更がない場合でも、必要項目に記入のうえ提出すること。

着工 2

令和 年 月 日

経 歴 書

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

☐ 現場代理人

工事請負契約書に基づき ☐ 主任技術者 の経歴書を提出します。

学 歴 (最終学歴、専攻科目)

年 月 ()

☐ 指定学科 ☐ 指定学科以外

資 格

年 月 ()

職 歴

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

工事経歴 (国家資格 1・2 級を保持していない者)

☐ 給水装置工事主任技術者:1 年 ☐ 指定学科大卒:3 年 ☐ 指定学科高卒:5 年 ☐ その他:10 年

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

注 1 現場代理人は職歴のみ、主任技術者は資格、職歴を、実務経験者は学歴、職歴、工事経歴を記載すること。

2 給水装置工事主任技術者資格保持者は資格、職歴及び資格取得後の工事経歴を記載すること。

3 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別及び登録 (合格) 番号を記載すること。

4 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載すること。

5 指定学科とは土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む)、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科をいう。

6 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 (健康保険被保険者証等により 3 ヶ月以上) を有することのできる書面を添付すること。

7 □内には、該当する項目にレを記入すること。

8 情報共有システムを用いない場合は、現場代理人欄に記名 (署名又は押印含む) すること。

着工 2

令和 年 月 日

経 歴 書

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

氏 名

生年月日 年 月 日

☐ 現場代理人

工事請負契約書に基づき ☐ 主任技術者 の経歴書を提出します。

学 歴 (最終学歴、専攻科目)

年 月 ()

☐ 指定学科 ☐ 指定学科以外

資 格

年 月 ()

職 歴

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

工事経歴 (国家資格 1・2 級を保持していない者)

☐ 給水装置工事主任技術者:1 年 ☐ 指定学科大卒:3 年 ☐ 指定学科高卒:5 年 ☐ その他:10 年

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

注 1 現場代理人は職歴のみ、主任技術者は資格、職歴を、実務経験者は学歴、職歴、工事経歴を記載すること。

2 給水装置工事主任技術者資格保持者は資格、職歴及び資格取得後の工事経歴を記載すること。

3 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別及び登録 (合格) 番号を記載すること。

4 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載すること。

5 指定学科とは土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む)、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科をいう。

6 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 (健康保険被保険者証等により 3 ヶ月以上) を有することのできる書面を添付すること。

7 □内には、該当する項目にレを記入すること。

8 情報共有システムを用いない場合は、現場代理人欄に記名 (署名又は押印含む) すること。

緊急連絡表



緊急連絡表



着工 9

下請負契約等通知書・変更通知書

(宛先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

年 月 日

受注者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

下記工事について、下請負契約等を行い、又は変更しますので、契約書の規定に基づいて通知します。

記

契約番号	当初契約年月日	年 月 日
工事名		
工事場所		
元請金額		円 (税込)
下請予定金額		円 (税込)

※ 上記の「下請予定金額」欄には、建設業法上の建設工事に係る1次下請を予定する金額を記載してください。(警備、資材納入、リース、運搬、測量、調査等は、対象外)

なお、下請金額が 4,500 万円 (建築一式工事は 7,000 万円) 以上となる場合は、法令上、特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要です。

商号又は名称 (工事以外を含む。)	担当工事・ 業務の内容	下請 次数	下請予定金額 (円・税込)	社会保険 加入状況	本店 (主たる事務所) が市外の場合	変更の 有無
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有

※ 下請負人の一覧は、工事以外の業種についても施工体制台帳の対象範囲としている下請人については記載してください。

※ 市外業者を下請負人とするときは、下請次数にかかわらず市外業者選定理由書を添付してください。

※ 工事担当課に2部提出し、記載事項に変更等がある場合も同様に速やかに提出してください。

※ 記入欄が足りない場合は、用紙を追加し、できるだけ両面印刷してください。

※ 「社会保険加入状況」欄は、受注者が下請人の加入状況を確認して記載すること(雇用保険・健康保険・厚生年金保険のうち1つでも加入していないものがある場合は「未加入」に○をしてください)。

(令和5年6月)

着工 9

下請負契約等通知書・変更通知書

(宛先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

年 月 日

受注者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

下記工事について、下請負契約等を行い、又は変更しますので、契約書の規定に基づいて通知します。

記

契約番号	当初契約年月日	年 月 日
工事名		
工事場所		
元請金額		円 (税込)
下請予定金額		円 (税込)

※ 上記の「下請予定金額」欄には、建設業法上の建設工事に係る1次下請を予定する金額を記載してください。(警備、資材納入、リース、運搬、測量、調査等は、対象外)

なお、下請金額が 5,000 万円 (建築一式工事は 8,000 万円) 以上となる場合は、法令上、特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要です。

商号又は名称 (工事以外を含む。)	担当工事・ 業務の内容	下請 次数	下請予定金額 (円・税込)	社会保険 加入状況	本店 (主たる事務所) が市外の場合	変更の 有無
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有
		次		☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 適用除外	☐ 市外 (理由書添付)	☐ 有

※ 下請負人の一覧は、工事以外の業種についても施工体制台帳の対象範囲としている下請人については記載してください。

※ 市外業者を下請負人とするときは、下請次数にかかわらず市外業者選定理由書を添付してください。

※ 工事担当課に2部提出し、記載事項に変更等がある場合も同様に速やかに提出してください。

※ 記入欄が足りない場合は、用紙を追加し、できるだけ両面印刷してください。

※ 「社会保険加入状況」欄は、受注者が下請人の加入状況を確認して記載すること(雇用保険・健康保険・厚生年金保険のうち1つでも加入していないものがある場合は「未加入」に○をしてください)。

(令和7年2月)

(13条様式)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条
及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条
に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
の場合）

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎工（杭基礎等）	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 該当項目の□にレを記入

2 解体工事に要する費用 _____ 円（税込み）

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記入する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
（特定建設資材廃棄物について記載されていれよい）

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円（税込み）
（受注者の見積金額）

工事施工登録番号

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いて下さい。

建設業印



(13条様式)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条
及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条
に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
の場合）

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎工（杭基礎等）	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 該当項目の□にレを記入

2 解体工事に要する費用 _____ 円（税込み）

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記入する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
（特定建設資材廃棄物について記載されていれよい）

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円（税込み）
（受注者の見積金額）

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いて下さい。

5-3 完成必要書類一覧表 給水工事課契約(請負工事費100万円以下の場合)

チェック 番号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
①	完成通知書	受注者	正	2部	完成2	
②	完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成3	
③	請求書	受注者	正	1部	完成4	
4	工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
5	弁栓位置図	受注者	正	2部	完成5	
6	継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正 コピー	1部 1部	-	
7	工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成6	作業日が2日以上の場 合(警備日誌除く)
⑧	引渡書	受注者	正	2部	完成7	
9	建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成10	※1
10	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
11	材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
12	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成12	
13	道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

5-3 完成必要書類一覧表 給水工事事務所契約(請負工事費100万円以下の場合)

チェック 番号	名称	種類	部数	様式	備考
①	完成通知書	正	2部	完成2	
②	完成出来高請求書	正	2部	完成3	
③	請求書	正	1部	完成4	
4	工事写真	正	1部	仕様書 4章4-4	
5	弁栓位置図	正	2部	完成5	
6	継手又はEF接合 チェックシート	正 コピー	1部 1部	-	
7	工事日報(警備日誌含む)	正	2部	完成6	作業日が2日以上の場 合(警備日誌除く)
⑧	引渡書	正	1部	完成7	
9	建設発生土処理報告書	正	2部	完成10	※1
10	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
11	材料納品書	コピー	2部	-	
12	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	正	2部	完成12	
13	道路管理者提出用工事写真	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

完成必要書類一覧表 契約会計課契約(請負工事費100万円を超える場合)

チ エ ッ ク	番 号	名 称	作成者	種 類	部 数	様 式	備 考
	①	完成通知書	受注者	正	3部	完成2	
	②	完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成3	
	③	請求書	受注者	正	1部	完成4	
	4	工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
	5	弁栓位置図	受注者	正	2部	完成5	
	6	継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正 コピー	1部 1部	-	
	7	工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成6	作業日が2日以上の場合 (警備日誌除く)
	⑧	引渡書	受注者	正	2部	完成7	
	9	再生資源利用実施書	受注者	正	2部	完成8	
	10	再生資源利用促進実施書	受注者	正	2部	完成9	
	11	登録内容確認書(コリンズ)	受注者	コピー	2部	-	※1
	12	建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成10	※2
	13	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
	14	材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
	15	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成12	
	16	道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: コリンズ対象は、請負代金額500万円以上。

※2: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

完成必要書類一覧表 契約会計課契約(請負工事費100万円を超える場合)

チ エ ッ ク	番 号	名 称	種 類	部 数	様 式	備 考
	①	完成通知書	正	3部	完成2	
	②	完成出来高請求書	正	2部	完成3	
	③	請求書	正	1部	完成4	
	4	工事写真	正	1部	仕様書 4章4-4	
	5	弁栓位置図	正	2部	完成5	
	6	継手又はEF接合 チェックシート	正 コピー	1部 1部	-	
	7	工事日報(警備日誌含む)	正	2部	完成6	作業日が2日以上の場合 (警備日誌除く)
	⑧	引渡書	正	1部	完成7	
	9	再生資源利用実施書	正	2部	完成8	
	10	再生資源利用促進実施書	正	2部	完成9	
	11	登録内容確認書(コリンズ)	コピー	2部	-	※1
	12	建設発生土処理報告書	正	2部	完成10	※2
	13	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
	14	材料納品書	コピー	2部	-	
	15	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	正	2部	完成12	
	16	道路管理者提出用工事写真	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: コリンズ対象は、請負代金額500万円以上。

※2: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

令和 年 月 日												
No	総括 監督員		主任 監督員		担当 監督員							
EF 接合チェックシート												
工事名：				工事場所：								
呼び径 mm			施工ヶ所：略図参照									
発電機の仕様：				コントローラの仕様：								
正常作動確認：				正常作動確認：								
継 手 No.												
略 図		配管略図を記載し、EF 継手に通し番号を記入する。（本欄に書ききれない場合は、別途図面を添付すること）										
天候												
<u>隙継ぎの有無</u>												
<u>曲げ施工の有無</u>												
<u>湧水の有無</u>												
<u>管の点検・清掃</u>												
<u>スクレープ</u>												
<u>エタノール(75%)清掃</u>												
<u>標線の確認</u>												
<u>通電終了時刻</u>												
<u>インジケータの確認</u>												
<u>クランプ取り外し時刻</u>												
<u>埋戻し開始時刻</u>												
<u>接合総合判定</u>												
備考：												
施 工 年 月 日			主任技術者				配管技能者					
<u>令和 年 月 日 ～</u>												
<u>令和 年 月 日</u>												

令和 年 月 日												
No	総括 監督員		主任 監督員		担当 監督員							
EF 接合チェックシート												
工事名：						工事場所：						
呼び径 mm						施工ヶ所：略図参照						
発電機の機種名：						コントローラの機種名：						
正常作動確認：						正常作動確認：						
継 手 No.												
略 図		配管略図を記載し、EF 継手に通し番号を記入する。（本欄に書ききれない場合は、別途図面を添付すること）										
天候												
検査	<u>管の点検・清掃</u>											
	<u>切削長さのマーキング</u>											
	<u>融着面の切削</u>											
	<u>融着面の清掃</u>											
	<u>挿入標線の記入</u>											
	<u>管と継手の挿入・固定</u>											
検査	<u>正常終了の確認</u>											
	<u>通電終了時刻</u>	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	
	<u>インジケータの確認</u>											
冷却	<u>冷却時間(分)</u>											
	<u>固定の解除時刻</u>	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	
接合総合判定												
備考：												
施 工 年 月 日			主任技術者				配管技能者					
<u>令和 年 月 日</u>												

第6章 添付資料

資料－2 水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリート
ブロック積上げ寸法表（山間地域）

単位：mm

呼び径			50 mm
項 目			
h1			269
h2	土被り	0.7 m	431
		0.6 m	331
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 0.7 m	VB	1
		V30	－
		V15	1
		V10	2
		<u>H</u>	<u>450</u>
	土被り 0.6 m	VB	1
		V30	－
		V15	1
		V10	1
		<u>H</u>	<u>350</u>

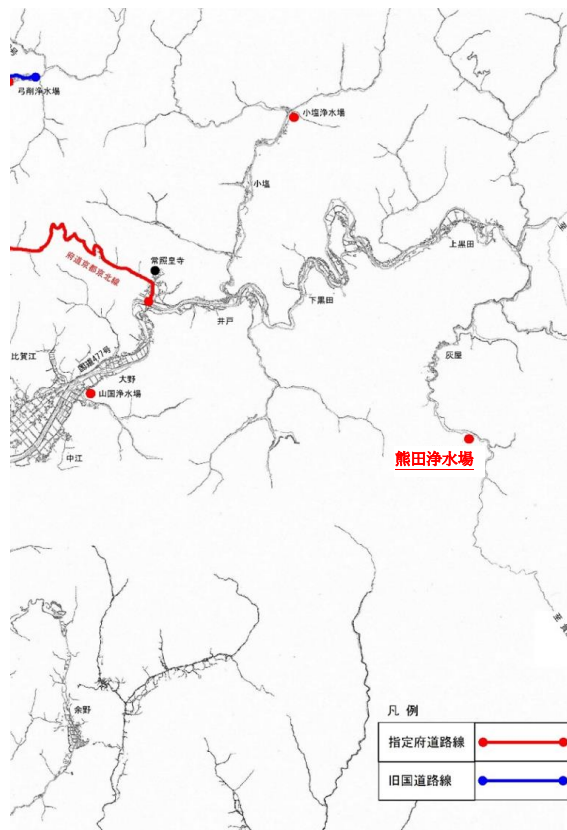
第6章 添付資料

資料－2 水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリート
ブロック積上げ寸法表（山間地域）

単位：mm

呼び径			50 mm
項 目			
h1			269
h2	土被り	0.7 m	431
		0.6 m	331
<u>H</u>	土被り	<u>0.7 m</u>	<u>450</u>
		<u>0.6 m</u>	<u>350</u>
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 0.7 m	VB	1
		V30	－
		V15	1
		V10	2
		<u>H</u>	<u>450</u>
	土被り 0.6 m	VB	1
		V30	－
		V15	1
		V10	1
		<u>H</u>	<u>350</u>

資料-5 指定府道及び旧国道路線図（山間地域）



資料-5 指定府道及び旧国道路線図（山間地域）

